



成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害などによって判断能力が不十分な人の経済的な不利益や生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。

「財産管理」と「身上監護」について支援が行われます

財産管理とは

- 預貯金の管理
- 税金や水道高熱費などの支払い
- 不動産などの管理
- 遺産分割

身上監護とは

- 介護・福祉サービス利用の手続き
- 施設への入退所の手続き・費用支払い
- 医療機関の受診に関する手続き
- 要介護認定の申請 など

「成年後見制度」の種類としくみ

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

【法定後見制度】

本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されています。

判断の能力の程度

常に判断能力が欠けている

成年後見人

すべての法律行為を行なえます。



判断能力が著しく不十分

保佐人

基本的に法律上に定められた重要な行為の同意権が付与されます。



判断能力が不十分

補助人

申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める法律行為を行なえます。



【任意後見制度】

判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。

判断能力はある

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、任意後見監督人の監督のもと、本人との契約で定めた行為を行います。



包括支援センター以外のお問い合わせ先

参考：宇和島市地域包括ケアシステムポータルサイト

○家庭裁判所 TEL011-221-7281（家庭手続き案内テレホンサービス《24時間受付・年中無休》TEL011-211-7830）

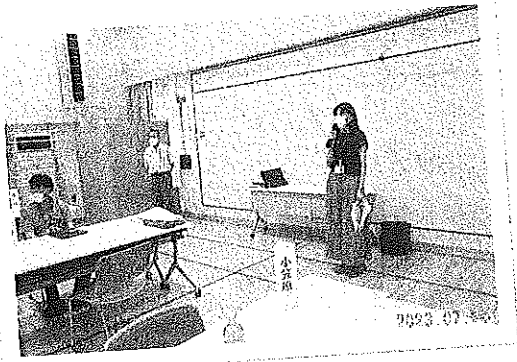
○札幌司法書士会 TEL011-522-6078（相談受付時間：月～金 12:00～15:00《祝祭日、年末年始、お盆期間を除く》）

裏面もご覧ください ➡

『栄西地区民生委員情報交換会』

開催しました！

会の一場面



7月26日(水)に今年度も『栄西地区民生委員情報交換会』を開催させて頂きました。栄西地区民生委員児童委員協議会のご協力を頂き、今回で7回目となりました。

こういった会を活用し、顔の見える相談しやすい関係を作ることが出来ればと思います。

今後も民生委員さんと協力しながら高齢者の方が住み慣れた地域で生活していく事が出来るように頑張っていきます！

当日は、前段で包括支援センターの役割について説明をし、その後は担当ケアマネジャーと担当民生委員とで活発な意見交換をさせて頂きました。



- 地域包括支援センターは、介護保険法により創設され、札幌市の委託を受け運営を行っている高齢者の方の相談センターです。
- 介護保険のことで分からないことがあれば、地域包括支援センターでも相談が可能です。必要があれば、各種サービスや制度を提案し、利用に向けて調整を行います。
- 電話、来所、ご自宅への訪問によりご相談に応じます。相談料は無料です。どうぞお気軽にご相談ください。

認知症

高齢者虐待・消費者被害

介護予防

家族の介護

札幌市東区第3
地域包括支援センター

TEL 011 - 722 - 4165

〒007-0845 札幌市東区北45条東15丁目3-15 サンシャインビル2F

FAX 011-731-1665 営業時間 8:45~17:15(平日) 担当地区 栄西・栄東・丘珠

